

議案第 77 号

平成 29 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定  
により、平成 29 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 30 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

## 平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

### 1 審査対象

平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

### 2 審査期日

平成30年7月26日（木）

### 3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

### 5 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は3,997人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額6億6,899万914円、歳出総額6億5,969万539円で、歳入歳出差引残額930万375円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が6億6,899万914円で、前年度と比較すると6.30%の増であり、調定額に対し99.39%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の49.46%を占める繰入金、44.84%を占める後期高齢者医療保険料である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は51万1,400円で、前年度と比較すると34.69%の増である。収入未済額は362万2,200円で、前年度と比較すると3.53%の増である。

歳出の状況は、支出済額が6億5,969万539円で、前年度と比較すると6.32%の増であり、予算現額に対し99.56%の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の93.96%を占める広域連合負担金であ

る。

以上が決算の概要であるが、平成29年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

平成30年8月3日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 高 水 永 雄